

経営事項審査申請の手引き

(福井県知事許可業者用)

平成2930年42月

※申請の前には必ず必要書類が全部そろっているか、
記載漏れがないか十分にご確認ください。

≪目 次≫

1 経営事項審査について・・・p1～5

〔 経営事項審査とは ／申請手続き ／審査基準日 ／経営事項審査結果通知書の有効期間 ／審査項目 ／総合評定値（P）の算出方法 ／再審査の申立て ／経営事項審査申請の流れ 〕

2 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書・・・p6～10

3 別紙一 工事種類別完成工事高・・・p11～24

〔 共通事項 ／工事経歴書 ／工事経歴書（第2号様式）の記載フロー ／記載例 〕

4 別紙二 技術職員名簿・・・p25～31

5 別紙三 その他の審査項目（社会性等）・・・p32～40

〔 労働福祉の状況 ／建設業の営業年数 ／防災活動への貢献の状況 ／法令遵守の状況 ／建設業の経理の状況 ／研究開発の状況 ／建設機械の保有状況 ／国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 〕

6 経営規模等評価申請・総合評定値請求に係る提出書類・提示書類一覧・・・p41～42

7 参考・・・p43～47

〔 ・建設工事の種類と例示（『建設業許可事務ガイドラインについて』別表1）
・業種別技術職員コード表 〕

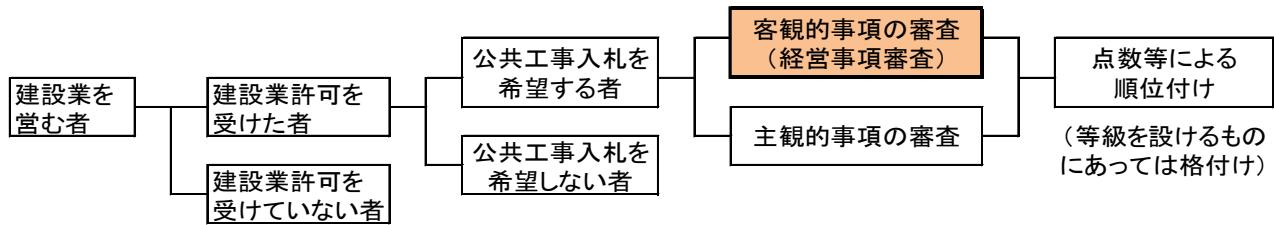
経営事項審査について

1 経営事項審査とは

建設業許可業者が、公共工事（県、市町または国等が発注する建設工事で政令で定めるもの）を、発注者から直接請負おうとする場合は、あらかじめ、建設業法第27条の23第1項の規定により、経営事項審査を受けておく必要があります。

一般的に、公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者について、競争入札参加の資格審査を行い、客観的事項と主觀的事項の審査結果を点数化し、順位づけや格付けに採用しています。

なお、経営事項審査は、建設業法により、建設業許可行政庁が経営事項審査も審査を行うこととされており、大臣許可業者については国土交通大臣が、県知事許可業者については県知事が審査を行うこととなります。



2 申請手続き

福井県内に主たる営業所の所在地がある国土交通大臣許可の建設業者は、福井県知事を経由して近畿地方整備局長に、福井県知事の許可を受けている建設業者は福井県知事に、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書および関係添付書類を提出して経営事項審査を申請します。

なお、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関が行うこととされており、経営状況分析申請書および関係添付書類を直接、経営状況分析機関に提出します。

〔具体的な申請手続き〕

- ① 建設業者は、経営状況分析について経営状況分析機関に申請を行い、経営状況分析結果通知書の交付を受ける。
- ② 国土交通大臣許可、福井県知事許可のいずれの建設業者も、**主たる営業所の所在地を管轄する本県の各土木事務所**に経営規模等評価の申請および総合評定値の請求を行い、大臣許可業者については本県が近畿地方整備局に申請書を進達する。
- ③ 福井県知事の許可を受けている建設業者に対しては、本県が経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を作成し、土木事務所を経由して当該業者へ交付する。また、国土交通大臣の許可を受けている建設業者に対しては、近畿地方整備局が直接申請者に結果通知書を交付する。

(参照 P5「経営事項審査申請の流れ」)

【申請窓口一覧】

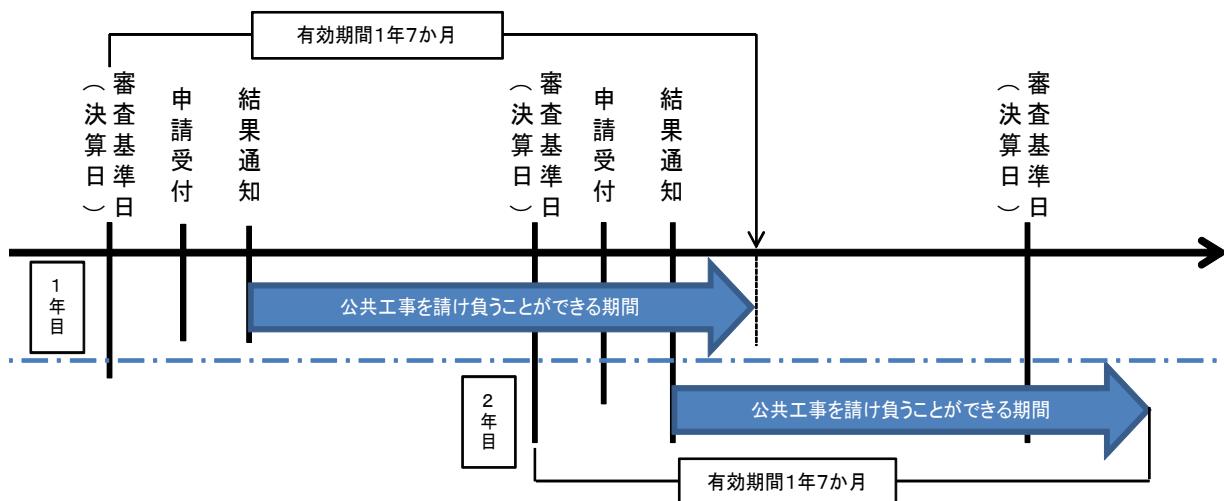
主な営業所所在地	管轄土木事務所	郵便番号・住所	電話番号
福井市、永平寺町	福井土木事務所 (総務課)	〒910-0853 福井市城東4-28-1	0776-24-5111 (内線320、327)
あわら市、坂井市	三国土木事務所 (総務課)	〒913-0011 坂井市三国町水居17-45	0776-82-1111 (内線410、411)
大野市、勝山市	奥越土木事務所 (総務課)	〒912-0016 大野市友江11-14	0779-66-1221 (内線816)
鯖江市、越前市、 池田町、南越前町、越前町	丹南土木事務所 (総務課)	〒915-0882 越前市上太田町42-1-1	0778-23-4966 (内線336, 337)
敦賀市、美浜町、 若狭町（旧三方町）	敦賀土木事務所 (総務課)	〒914-0811 敦賀市中央町1-7-36	0770-22-4661 (内線115)
小浜市、高浜町、おおい 町、若狭町（旧上中町）	小浜土木事務所 (総務課)	〒917-0241 小浜市遠敷1-101	0770-56-2103 (内線113)

3 審査基準日

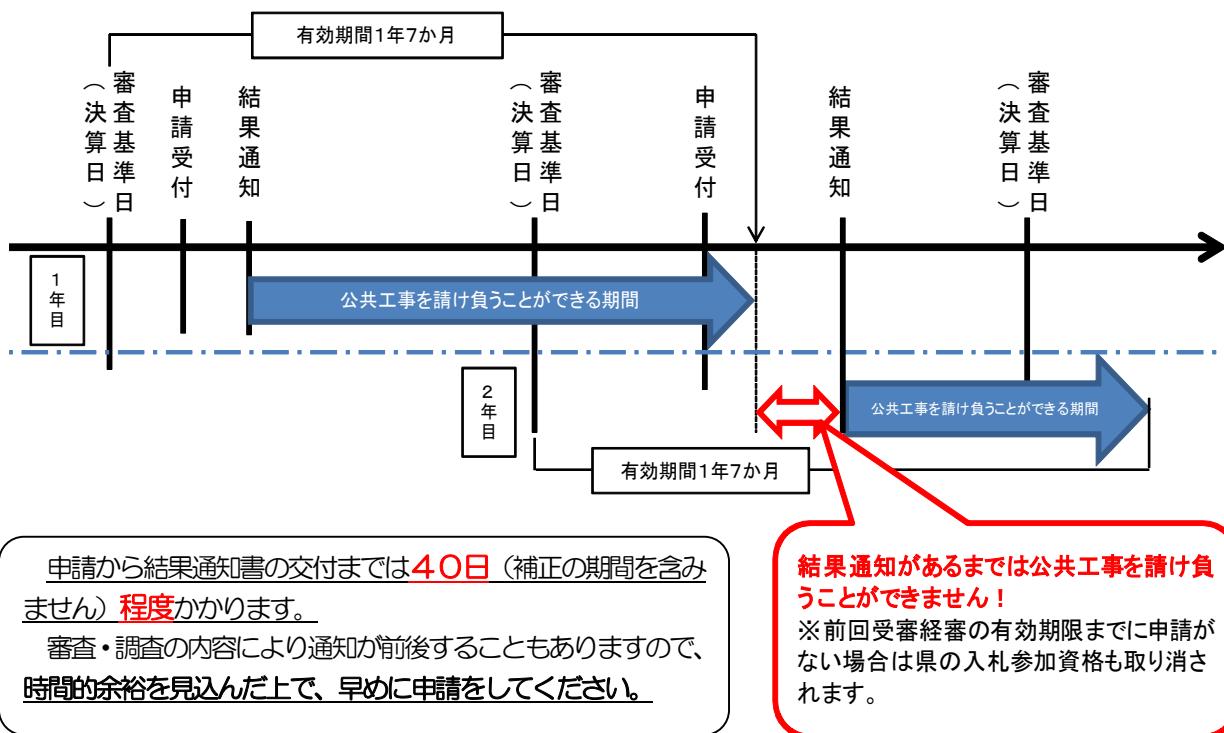
経営事項審査では、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了日（いわゆる決算日）を基準として、その時点における各項目について評価を行っています。この日を「審査基準日」といいます。

4 経営事項審査結果通知書の有効期間

経営事項審査の有効期間は、当該経営事項審査の審査基準日から1年7か月間です。このため、常時、公共事業を国や地方公共団体等から直接請け負う場合には、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年、定期的に経営事項審査を受ける必要があります。



公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、**決算確定後、速やかに経営事項審査を受けて下さい**。申請が遅れますと下記図のように公共工事を請け負うことができない期間が生じることがあります。



5 審査項目

経営事項審査は下表の項目について審査を行い、定められた計算式に基づいて総合評定値（P点）を算出します。なお、経営状況分析（Y点）については、経営状況分析機関が算出します。

区分	審査項目	審査実施者
経営規模 X ₁	・完成工事高	近畿地方整備局 (大臣許可業者) 各土木事務所 (福井県知事許可業者)
	・自己資本額 ・利払前税引前償却前利益額	
経営状況（Y）	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュ・フロー ・利益剰余金	経営状況分析機関
技術力（Z）	・技術職員数 ・元請完成工事高	
その他の評価項目 (社会性等) (W)	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ・若年の技術者および技能労働者の育成および確保の状況	近畿地方整備局 (大臣許可業者) 各土木事務所 (福井県知事許可業者)

6 総合評定値（P）の算出方法

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 (X_1) + 0.15 (X_2) + 0.2 (Y) + 0.25 (Z) + 0.15 (W)$$

(※小数点以下の端数がある場合は四捨五入します)

X1：工事種類別年間平均完成工事高の評点

X2：自己資本額および平均利益額の評点

Y：経営状況の評点

Z：技術力の評点

W：その他の審査項目（社会性等）の評点

7 再審査の申立て

以下の場合のみ申立てが可能です。

- ①行政（審査）庁側の誤り等により、経営事項審査結果通知書の内容が申請と異なる場合（結果通知書を受けた日から30日以内に限る）

※申請者側の記入誤り、記入漏れ、申請時の確認書類不足による内容認否等「申請者の責任に帰する案件」については、再審査の対象となりませんのでご注意ください。

- ②国土交通大臣が定める経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る）が改正された場合

8 審査手数料

1申請当たり 8,500円

1業種当たり 2,500円

$$8,500\text{円} + (\text{業種数} \times 2,500\text{円}) = \text{手数料 (県証紙による)}$$

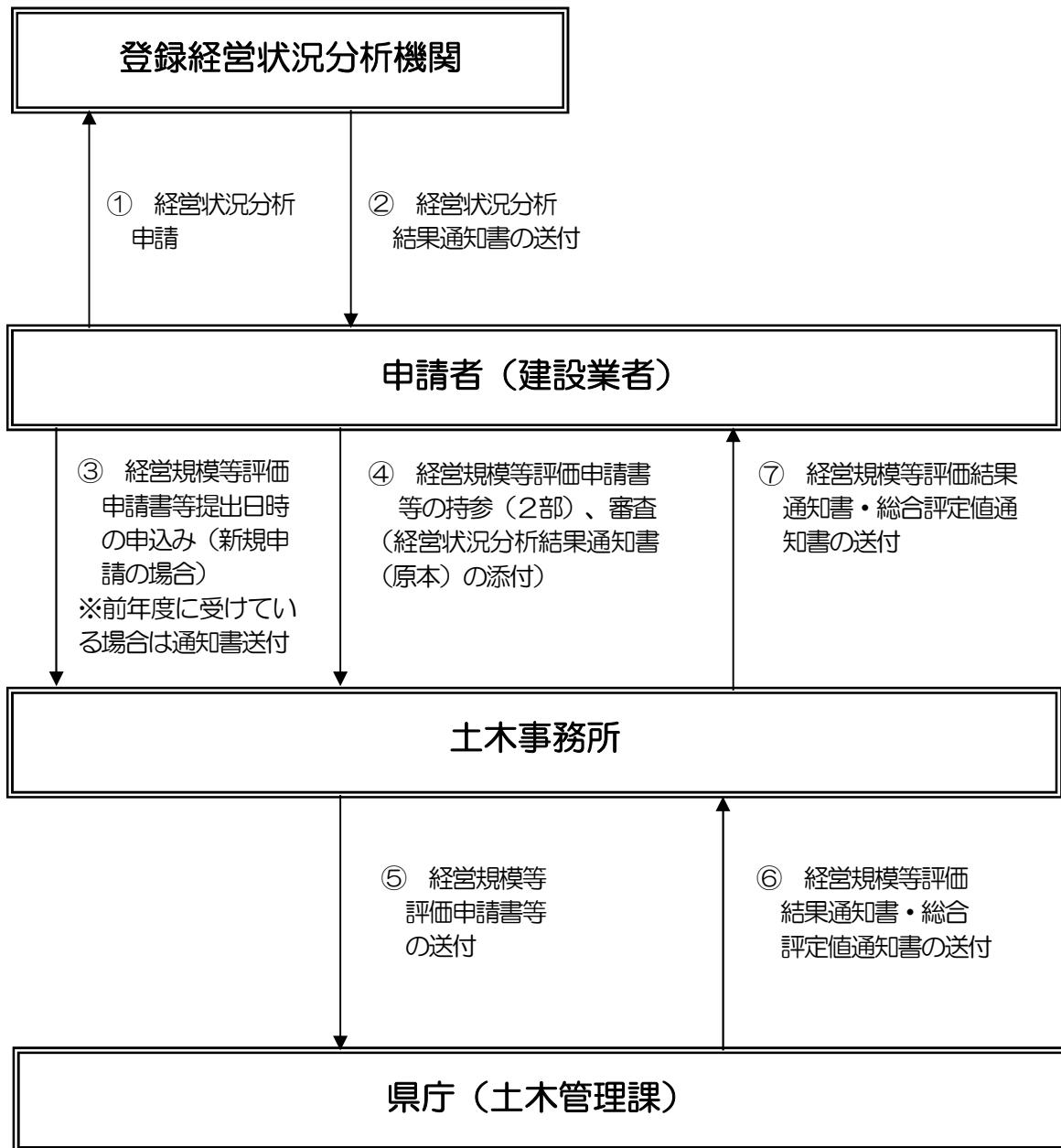
(※収入印紙ではありません)

【許可業種を追加した際の経審について】

- 建設業許可の業種追加後に、前回申請と同じ審査基準日において、追加された建設業について経営事項審査の申請をする場合は、追加分として申請する建設業に係る手数料とします。

（例）平成27年12月31日を審査基準日として、2業種について経営事項審査を受審し、結果通知を受けたが、その後、建設業許可を1業種追加し、当該追加業種分についても経営事項審査を受審したい場合、当該申請で納付する審査手数料は、2,500円となります。

経営事項審査申請の流れ 【知事許可の建設業者の場合】



経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

1 共通事項

(1) 「タイトル」、「条文」および「申請先名」

タイトル、条文および申請先名については、不要のものを抹消する。

(2) 申請者

申請者の他に申請書または添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。）がある場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。

この場合は、作成に係る委任状の写し等を添付する。

02 申請時の許可番号

申請時に許可を受けている建設業の許可番号等を記入する。

「大臣・知事コード」は、国土交通大臣許可是「〇〇」、知事許可是「18」を記入する。

「国土交通大臣／知事」および「般／特」については、不要のものを消す。

「許可年月日」は、2以上建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものを記入する。

03 前回の申請時の許可番号

前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合のみ記入する。

04 審査基準日

申請をしようとする日の直前の事業年度の終了日（いわゆる直前の決算日）を記入する。

会社合併、事業譲渡などで直前の事業年度の終了日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日を記入する。

05 申請等の区分

次の表の該当するコードを記入する。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請および総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立および総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

06 処理の区分

左欄と右欄に分けて記入し、左欄は次の表の該当するコードを記入する。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合
02	商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

右欄は次の表のいずれかに該当する場合は、該当するコードを記入する。

(注：記載要領等で確認してください)

コード	処理の種類
10	会社の合併が行われた場合で、合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	会社の合併が行われた場合で、合併期日または合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で、譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	建設業に係る営業の譲渡が行われた場合で、譲受人である法人の設立登記日または営業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立てまたは特定調停手続開始の申立てが行われた場合で、会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日または特定調停手続開始申立てから調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	会社分割が行われた場合で、分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	会社分割が行われた場合で、分割期日または分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
22	その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

07-1 法人又は個人の別

法人は「1」、個人は「2」を記入する。

07-2 資本金額又は出資総額

法人のみ記入し、個人は記入しない。

株式会社は資本金額を、それ以外の法人は出資総額を記入する。

07-3 法人番号

法人のみ指定された13桁の番号を記入する。

08 商号又は名称のフリガナ

カタカナで記入し、濁音および半濁音は1文字として扱う。

例：正「フ ク イ グ ミ」
誤「フ ク イ グ ミ」

なお、株式会社等法人の種類を表す文字のフリガナは記入しない。

09 商号又は名称

法人の種類を表す文字は、次の略号を用いて記入する。

種類	略号	種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合名会社	(名)	合同会社	(合)	協業組合	(業)
特例有限会社	(有)	合資会社	(資)	協同組合	(同)	企業組合	(企)

(記入例……□(株)□福井建設)

10 代表者又は個人の氏名のフリガナ

カタカナで姓と名の間に1文字空けて記入する。濁音および半濁音を表す文字は1文字として扱う。

例：正「フ ク イ □ ジ ロ ウ」
誤「フ ク イ □ シ □ ロ ウ」

11 代表者又は個人の氏名

法人はその代表者の氏名を、個人はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1文字空けて記入する。

(記入例……福井□因廊)

12 主たる営業所の所在地市区町村コード

次の表の該当するコードを記入する。

コード	市町名	コード	市町名	コード	市町名
18201	福井市	18208	あわら市	18423	越前町
18202	敦賀市	18209	越前市	18442	美浜町
18204	小浜市	18210	坂井市	18481	高浜町
18205	大野市	18322	永平寺町	18483	おおい町
18206	勝山市	18382	池田町	18501	若狭町
18207	鯖江市	18404	南越前町		

13 主たる営業所の所在地

12により記入した市町名に続く町名、街区符号および住居番号等を記入する。

「丁目」、「番」および「号」については「—（ハイフン）」を用いて記入する。

(記入例……因圧③□①⑦□①)

14 電話番号

市外局番、局番および番号をそれぞれ「—（ハイフン）」で区切り記入する。

(記入例……□⑦⑦⑥□②①□①①①)

15 許可を受けている建設業

申請時に許可を受けている建設業が、一般建設業は「1」を、特定建設業は「2」を、次の表の略号の欄に記入する。

種類	略号	種類	略号	種類	略号
土木工事業	(土)	鋼構造物工事業	(鋼)	熱絶縁工事業	(絶)
建築工事業	(建)	鉄筋工事業	(筋)	電気通信工事業	(通)
大工工事業	(大)	舗装工事業	(ほ)	造園工事業	(園)
左官工事業	(左)	しゆんせつ工事業	(しゆ)	さく井工事業	(井)
とび・土工工事業	(と)	板金工事業	(板)	建具工事業	(具)
石工事業	(石)	ガラス工事業	(ガ)	水道施設工事業	(水)
屋根工事業	(屋)	塗装工事業	(塗)	消防施設工事業	(消)
電気工事業	(電)	防水工事業	(防)	清掃施設工事業	(清)
管工事業	(管)	内装仕上工事業	(内)	解体工事業	(解)
タイル・レンガ・アーティック工事業	(タ)	機械器具設置工事業	(機)		

【留意事項】

- 申請時の許可状況を記入すること。
- 審査基準日で許可を有していない場合であっても申請時に許可を有していれば記入し、逆に審査基準日に許可を有していても申請時に廃業していれば記入しないこと。

16 経営規模等評価等対象建設業

申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合は、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について、上の表の略号（(土)、(建)など）の欄に「9」と記入する。

なお、建設業許可の業種追加後に、前回申請と同じ審査基準日において、追加された建設業について経営事項審査の申請をする場合は、追加分として申請する建設業に加え、前回申請した建設業についても同様に「9」と記入する。

17 自己資本額

審査基準日の決算（基準決算）における自己資本の額または基準決算および前回の申請時における審査基準日（直前の審査基準日）の決算における自己資本の額の平均の額（平均自己資本額）を記入し、「審査対象」の欄に「1」または「2」を記入する。

また、平均自己資本額を記入した場合は、別欄に、基準決算における自己資本の額および直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てる。

会社法第2条第6号に規定する大会社は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入する。数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば、百万円未満の単位に該当する欄に「0」を記入する。

18 利益額（2期平均）

審査対象事業年度における利益額および審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入する。

また、別欄に、審査対象事業年度および審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額および減価償却実施額をそれぞれ記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てる。

会社法第2条第6号に規定する大会社は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入する。

19 技術職員数

別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入する。

20 登録経営状況分析機関番号

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入する。

(平成26年12月現在)

登録番号	機関の名称	電話番号
000001	(一財)建設業情報管理センター	03-5565-6131
000002	(株)マネージメント・データ・リサーチ	096-278-8330
000004	ワイス公共データシステム(株)	026-232-1145
000005	(株)九州経営情報分析センター	095-811-1477
000007	(株)北海道経営情報センター	011-820-6111
000008	(株)ネットコア	028-649-0111
000009	(株)経営状況分析センター	03-5753-1588
000010	経営状況分析センター西日本(株)	0836-38-3781
000011	(株)日本建設業経営分析センター	093-474-1561
000021	(株)建設システム	0545-23-2607
000022	(株)建設業経営情報分析センター	042-505-7533

21 連絡先

申請書または添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入する。

別紙一 工事種類別完成工事高

31-1 審査対象事業年度

次の例により記入する。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度について申請する場合

(記入例) 自□○年○□月～至□○年○□月

(2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの事業年度について申請する場合

(記入例) 自□○年○□月～至□○年○□月

(3) 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成20年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場合で、平成21年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

(記入例) 自□○年○□月～至□○年○□月

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成20年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により平成20年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

(記入例) 自□○年○□月～至□○年○□月

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 平成20年10月1日に会社を新たに設立した場合で、平成21年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

(記入例) 自□○年○□月～至□○年○□月

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 平成20年10月1日に会社を新たに設立した場合で、最初の事業年度の終了の日（平成21年3月31日）より前の日（平成20年11月1日）に申請するとき

(記入例) 自□○年○□月～至□○年○□月

31-2 計算基準の区分

【確認事項】

- ・完成工事高および元請完成工事高を「2年平均」で申請する場合は「1」を記入し、「3年平均」で申請する場合は「2」を記入する。（「2年平均」で申請する場合に、誤って「2」を記入しないこと）

31-3 審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度

「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を上記の例により記入する。

ただし、審査対象事業年度および審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高および元請完成工事高について申請する場合は、直前2年の各審査対象事業年度の期間を「審査対象事業年度」の欄に記入した例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入する。

【留意事項】

- 下欄（「審査対象事業年度の前審査対象年度」および「審査対象事業年度の前々審査対象年度」）には、審査基準日からさかのぼつて24か月以上または36か月以上となるまでの事業年度の期間を記入すること。
- 24か月以内または36か月以内に営業の同一性を失うことなく組織変更等を行っている場合は、更前および変更後を通算して24か月または36か月として記入すること。
- 完工工事高および元請完工工事高を「2年平均」で申請する場合、または「3年平均」で申請する場合、それぞれの「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1) 12か月ごとに決算を完結した場合

(例) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度について申請する場合

(記入例) 審査対象事業年度	自[2][0]年[0][4]月～至[2][1]年[0][3]月	
2年平均の場合	自[1][9]年[0][4]月～至[2][0]年[0][3]月	計算基準の区分 [1]
3年平均の場合	自[1][8]年[0][4]月～至[2][0]年[0][3]月	計算基準の区分 [2]

(2) 6か月ごとに決算を完結した場合

(例) 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの事業年度について申請する場合

(記入例) 審査対象事業年度	自[2][0]年[0][4]月～至[2][1]年[0][3]月	
2年平均の場合	自[1][9]年[0][4]月～至[2][0]年[0][3]月	計算基準の区分 [1]
3年平均の場合	自[1][8]年[0][4]月～至[2][0]年[0][3]月	計算基準の区分 [2]

(3) 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成20年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で、平成21年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

(記入例) 審査対象事業年度	自[2][0]年[0][4]月～至[2][1]年[0][3]月	
2年平均の場合	自[1][9]年[0][4]月～至[2][0]年[0][3]月	計算基準の区分 [1]
3年平均の場合	自[1][8]年[0][4]月～至[2][0]年[0][3]月	計算基準の区分 [2]

(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成20年3月31日に終了した場合で、事業年度の変更により平成20年1月2月31日に終了した事業年度について申請するとき

(記入例) 審査対象事業年度	自[2][0]年[0][1]月～至[2][0]年[1][2]月	
2年平均の場合	自[1][9]年[0][1]月～至[1][9]年[1][2]月	計算基準の区分 [1]
3年平均の場合	自[1][8]年[0][1]月～至[1][9]年[1][2]月	計算基準の区分 [2]

(4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

(例) 平成20年10月1日に会社を新たに設立した場合で、平成21年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

(記入例) 審査対象事業年度	自[2][0]年[1][0]月～至[2][1]年[0][3]月	
2年平均、3年平均とともに	自[0][0]年[0][0]月～至[0][0]年[0][0]月	

(5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

(例) 平成20年10月1日に会社を新たに設立した場合で、最初の事業年度の終了の日（平成21年3月31日）より前の日（平成20年11月1日）に申請するとき

(記入例) 審査対象事業年度	自[2][0]年[1][0]月～至[0][0]年[0][0]月	
2年平均、3年平均とともに	自[0][0]年[0][0]月～至[0][0]年[0][0]月	

32-1 業種コード

該当する工事の種類に応じ、該当するコードを欄に記入する。

「土木一式工事」を記入した場合は、その次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」および「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入する。当該工事に係る実績がない場合においては「0」を記入する。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」を記入した場合は、その次の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」を記入した場合は、その次の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高および元請完成工事高を記入する。

コード	種類	コード	種類	コード	種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	ぼ装工事	240	さく井工事業
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)

【確認事項】

- 「010土木一式工事」を記入した場合は、実績が無くても「011プレストレストコンクリート構造物工事」を記入する。
- 同様に「050とび・土工・コンクリート工事」の場合は「051法面処理工事」を、「110鋼構造物工事」の場合は「111鋼橋上部工事」を実績が無くても記入する。
- 平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事業または解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事および解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記入する。元請完成工事高の欄についても同様とする。
- 表外の「工事の種類」の欄は、記入した業種コードに対応する工事名を記入する。

32-2 完成工事高／元請完成工事高

各審査対象事業年度ごとに完成工事高および元請完成工事高を記入する。

ただし、審査対象事業年度および審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合は、審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入する。

【留意事項】

- ・「経営事項審査の申請をする日の属する事業年度（当期事業年度）」は、経営事項審査が対象とする審査対象事業年度ではなく、その翌年度であり、「当期事業年度開始日」は審査基準日（いわゆる決算日）の翌日である。
- ・完成工事高（元請完成工事高）の振替え（積み上げ）を行った専門工事は、審査対象業種とすることができない。
- ・完成工事高の振替え（積み上げ）を行う場合は、工事種類別完成工事高付表を別に作成して添付すること。
- ・建設工事以外の委託業務等（草刈り、側溝清掃、除雪作業（融雪散布剤を含む）、保守点検業務、土砂運搬作業など）は、建設工事ではないため、完成工事高（元請完成工事高）に計上しない（兼業売り上げとして整理）。
- ・自社の工事に係るものは計上しないこと（自己契約に該当）。
- ・「前審査対象事業年度」または「前々審査対象事業年度」については、前回もしくは前々回の申請書類と照合すること。
- ・3年平均を選択した場合は、完成工事高計算表の合計を2で除した数値を記入すること。
- ・審査対象事業年度における完成工事高は、「工事経歴書」に記載されている工事の種類別の合計額と一致していること。
- ・消費税抜きで記入すること（ただし、免税業者は消費税込みで記入）。
- ・一式工事（土木一式、建築一式）の工事経歴書に下請工事が記入されている場合、大規模または内容が複雑な場合や複数の工事を有機的に組み合わせて施工する場合など、指導・管理・調整業務を含む場合は計上を認める。

※審査後に一括下請（合法的なものを除く）や無許可で行った専門工事であると判明した場合は、建設業法に基づく監督処分や福井県の指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となります。

【確認事項】（完成工事高および元請完成工事高の業種間積み上げについて）

- ・許可を受けている建設業のうち、一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出している建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて、当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができる。（※工事内容によっては積み上げできない場合があります。）

土木一式	←	土木工作物の建設に関連する工事
建築一式	←	建築物の建設に関連する工事

（例）一式工事 ← 専門工事

一式工事名	含めることができる専門工事	一式工事名	含めることができる専門工事	
土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	建築一式工事	大工工事	
	石工事		左官工事	
	ほ装工事		屋根工事	
	しゅんせつ工事		タイル・れんが・ブロック工事	
	水道施設工事		板金工事	
	鋼構造物工事		ガラス工事	
	解体工事		防水工事	
			内装仕上工事	
			熱絶縁工事	
			建具工事	
			電気工事	
			管工事	
			鋼構造物工事	
			鉄筋工事	
			塗装工事	
			解体工事	

- 許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。
(※工事内容によっては積み上げできない場合があります。)

(例) 専門工事 ← 専門工事

専門工事名	含めることができる専門工事
とび・土工・コンクリート工事	石工事
	造園工事
	タイル・れんが・ブロック工事
屋根工事	板金工事
電気工事	電気通信工事
	消防施設工事
管工事	消防施設工事
	水道施設工事
	熱絶縁工事
ガラス工事	建具工事
内装仕上工事	建具工事
鋼構造物工事	鉄筋工事

専門工事名	含めることができる専門工事
石工事	とび・土工・コンクリート工事
造園工事	
タイル・れんが・ブロック工事	
板金工事	屋根工事
電気通信工事	電気工事
消防施設工事	電気工事
管工事	管工事
水道施設工事	管工事
熱絶縁工事	
建具工事	ガラス工事
	板金工事

《注意》

※振替元、振替先業種には許可が必要です。

※業種間積み上げを行った業種（振替元）は、経営事項審査を受けることができません。

※審査対象年度分で業種間積み上げを行う場合、前審査対象年度、前々審査対象年度も同様に積み上げた数値を算出計上して下さい。

※平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間は、平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の許可を有する業者が行った解体工事の完成工事高については、解体工事業の許可を受けていない場合でもその内容に応じて一式工事業または一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

《記入例》 工事種類別完成工事高付表 別記様式第1号

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高																
<p>(審査対象事業年度) 平成24年4月～平成25年3月</p> <table> <tr> <td>土木一式工事</td><td>15,000千円</td> <td>土木一式工事</td><td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>11,000千円</td> <td>うち元請</td><td>10,000千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	15,000千円	土木一式工事	10,000千円	うち元請	11,000千円	うち元請	10,000千円	<table> <tr> <td>土木一式工事</td><td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>10,000千円</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td><td>5,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>1,000千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	10,000千円	うち元請	10,000千円	とび・土工・コンクリート工事	5,000千円	うち元請	1,000千円
土木一式工事	15,000千円	土木一式工事	10,000千円														
うち元請	11,000千円	うち元請	10,000千円														
土木一式工事	10,000千円																
うち元請	10,000千円																
とび・土工・コンクリート工事	5,000千円																
うち元請	1,000千円																
<p>(前審査対象事業年度) 平成23年4月～平成24年3月</p> <table> <tr> <td>土木一式工事</td><td>12,000千円</td> <td>土木一式工事</td><td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>12,000千円</td> <td>うち元請</td><td>12,000千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	12,000千円	土木一式工事	12,000千円	うち元請	12,000千円	うち元請	12,000千円	<table> <tr> <td>土木一式工事</td><td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td><td>0千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>0千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	12,000千円	うち元請	12,000千円	とび・土工・コンクリート工事	0千円	うち元請	0千円
土木一式工事	12,000千円	土木一式工事	12,000千円														
うち元請	12,000千円	うち元請	12,000千円														
土木一式工事	12,000千円																
うち元請	12,000千円																
とび・土工・コンクリート工事	0千円																
うち元請	0千円																
<p>(前々審査対象事業年度) 平成22年4月～平成23年3月</p> <table> <tr> <td>土木一式工事</td><td>13,000千円</td> <td>土木一式工事</td><td>9,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>9,000千円</td> <td>うち元請</td><td>9,000千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	13,000千円	土木一式工事	9,000千円	うち元請	9,000千円	うち元請	9,000千円	<table> <tr> <td>土木一式工事</td><td>9,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>9,000千円</td> </tr> <tr> <td>とび・土工・コンクリート工事</td><td>4,000千円</td> </tr> <tr> <td>うち元請</td><td>0千円</td> </tr> </table>	土木一式工事	9,000千円	うち元請	9,000千円	とび・土工・コンクリート工事	4,000千円	うち元請	0千円
土木一式工事	13,000千円	土木一式工事	9,000千円														
うち元請	9,000千円	うち元請	9,000千円														
土木一式工事	9,000千円																
うち元請	9,000千円																
とび・土工・コンクリート工事	4,000千円																
うち元請	0千円																

公共工事の発注者の中には、積み上げ先の業種で経営事項審査を受けたとみなさないことがありますので、各発注機関に経営事項審査の完成工事高の業種間積み上げを認めているか否かを必ず確認してください。

33 その他工事

審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の「完成工事高」および「元請完成工事高」をそれぞれ記入する。

【留意事項】

- ・「他の工事」は、審査業種以外の建設工事について記入する。
- ・除雪など建設工事に該当しないものは記入できない。なお、建設業許可日以前における許可不要の工事については記入できる。

34 合計

完成工事高および元請完成工事高の合計を記入する。

【確認事項】

- ・内訳として記入した業種コード「011」(プレストレストコンクリート構造物工事)、「051」(法面処理工事) および「111」(鋼橋上部工事) に係る完成工事高および元請完成工事高は、合計に含めない。
- ・業種コード「300」(とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)) に係る完成工事高および元請完成工事高は、合計に含めない。

【留意事項】

- ・「合計」欄も必ず記入すること。

35 その他

この表は工事の種類4つごとに作成する。

「その他工事」および「合計」は最後の用紙のみに記入する。

用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てる。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大手会社は、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、百万円未満の単位に該当する欄に「〇」を記入する。

（事業年度を変更した場合、合併・承継の場合、その他）

「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日付け国総建第269号国土交通省総合政策局建設業課長通知）に記載された方法により算定する。

【確認事項】

- ・記入する工事が4種類を超える場合は、次の帳票に記入する。
- ・「合計」は最後の用紙のみに記入し、各頁毎の小計を記入する場合は、枠外（太線の外）とする。

【留意事項】

- ・契約後VEに係る工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価するので、契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を添付すること。

工事経歴書

1 建設工事の種類

下の表に掲げる建設工事の種類ごとに作成する。

土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	ほ装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工工事・コンクリート業	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事	

(※種類ごとに作成するに当たっては、P43『建設業許可事務ガイドラインについて』別表1を参考にしてください)

2 税込・税抜

該当するものに丸を付す。

3 記載を要する工事の範囲

申請または届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（完成工事）および申請または届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（未成工事）を記載する。

(1) 経営規模等評価の申請を行う場合（通常申請）

- ① 元請工事に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合は、その完成工事高）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合は、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載する（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらにそれに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載する。

〔参考 施行令第1条の2第1項〕

軽微な工事とは・・・工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円に満たない工事とする。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載する。

【留意事項】

- ・各完成工事の請負代金の額に千円未満の単位がある場合は、適宜、端数調整すること。
- ・除雪、砂利運搬、除草、剪定などは建設工事に該当しないので、完成工事高に含めないこと。
- ・自家工事（発注者が請負人（発注者が申請者本人で受注者も申請者本人）である工事）は完成工事高には含めないこと（建設業者が法人で、役員個人が法人と契約して施工した場合は除く）。
(※参考 民法第108条 自己契約)

4 注文者／工事名

下請工事は、「注文者」の欄に当該下請工事の直接の注文者の商号または名称を記載し、「工事名」の欄に当該下請工事の名称を記載する。

【留意事項】

- ・工事経歴書に記載する下請工事が県内で官公署が発注した公共工事に係るものであるときは、当該下請工事に係る元請工事の注文者および工事名を併記してください。
- ・元請工事名が併記されていない下請工事または発注の有無もしくは発注金額が確認できない下請工事については、完工工事高として認められません。

5 元請又は下請の別

元請工事は「元請」と、下請工事は「下請」と記載する。

6 JVの別

共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載する。

【留意事項】

- ・出資比率を超える工事実績、JVとその構成員との下請契約（自己契約）、JVの構成員が孫請業者となっているなど、不適当な工事実績がある場合は、完工工事高の対象として認められません。

7 配置技術者

完工工事について、法第26条第1項または第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名および「主任技術者又は監理技術者の別」を記載する。

また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合は、変更前の者も含むすべての者を記載する。

【留意事項】

- ・配置技術者について、下記に該当する場合は建設業法違反となり、監督処分（行政処分）の対象となります。

- ① 専任が必要な工事の配置技術者が、他の工事の配置技術者となっている。
- ② 営業所の専任技術者が、専任が必要な工事または営業所から離れた場所の工事の配置技術者となっている。
- ③ 当該工事に係る資格を有している技術者が配置技術者となっていない。
- ④ JV（共同施工方式）で、発注者からの請負額が配置技術者の専任をする金額にもかかわらず、他の工事（専任・非専任問わず）の主任技術者として配置されている。
(※共同施工方式の場合、JV構成員の主任技術者全員に専任義務が生じます。)

8 請負代金の額

(1) 共同企業体として行った工事は、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額または分担した工事額を記載する。

工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記する。

(2) 「請負代金の額」のうち、「PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、「土木一式工事」について工事経歴書を作成する場合に「プレストレストコンクリート構造物工事」があるときは、該当する略称（PC）に丸を付し、該当する請負代金の額を記載する。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に「法面処理工事」があるときに、「鋼構造物工事」に「鋼橋上部工事」があるときに、それぞれ該当する略称（法面処理あるいは鋼橋上部）に丸を付し、該当する請負代金の額を記載する。

【留意事項】

- ・「請負代金の額」は、消費税を控除した額を記載すること。消費税込みの額を2段書きすることも可。なお、消費税を控除した額は、契約書等に記載された請負代金等に基づき下記のとおり記載すること。

① 免税業者

請負代金額には消費税が含まれていないものとし、請負代金額そのままの額とする。
(契約書等に消費税が明示されている場合であっても、当該金額を含めた額とする)

② 納税義務者（簡易課税業者を含む）

納税額にかかわらず、請負代金額から消費税を除いた額とする。

9 小計／合計

「小計」の欄は、ページごとに記載し、「合計」の欄は、最終ページのみ記載する。

【審査方法】

- ・記載されている工事は、それぞれの契約書等（場合により注文書也可。発注証明書は認めない）により、工事内容や請負金額等を確認する。
- ・次の事項について特に留意する。

① 工事請負台帳、総勘定元帳、預金現金出納帳等にて工事を確認する。

② 法人税または所得税の確定申告書、消費税確定申告書、消費税納税証明書、総勘定元帳で、全ての業種を合わせた総完成工事高を確認する。

③ 発注者に対して直接、工事発注の有無、発注金額を確認することもあります。

・下請工事のうち契約金額が4,000万円以上（建築工事業については6,000万円以上）

・1億円以上の下請工事および民間発注工事

・契約書等で発注者および工事内容等が明確に確認できない場合（工事場所、発注業者の記載がないなど）は、当該工事について、完成工事高として認めません。

10 経過措置への対応

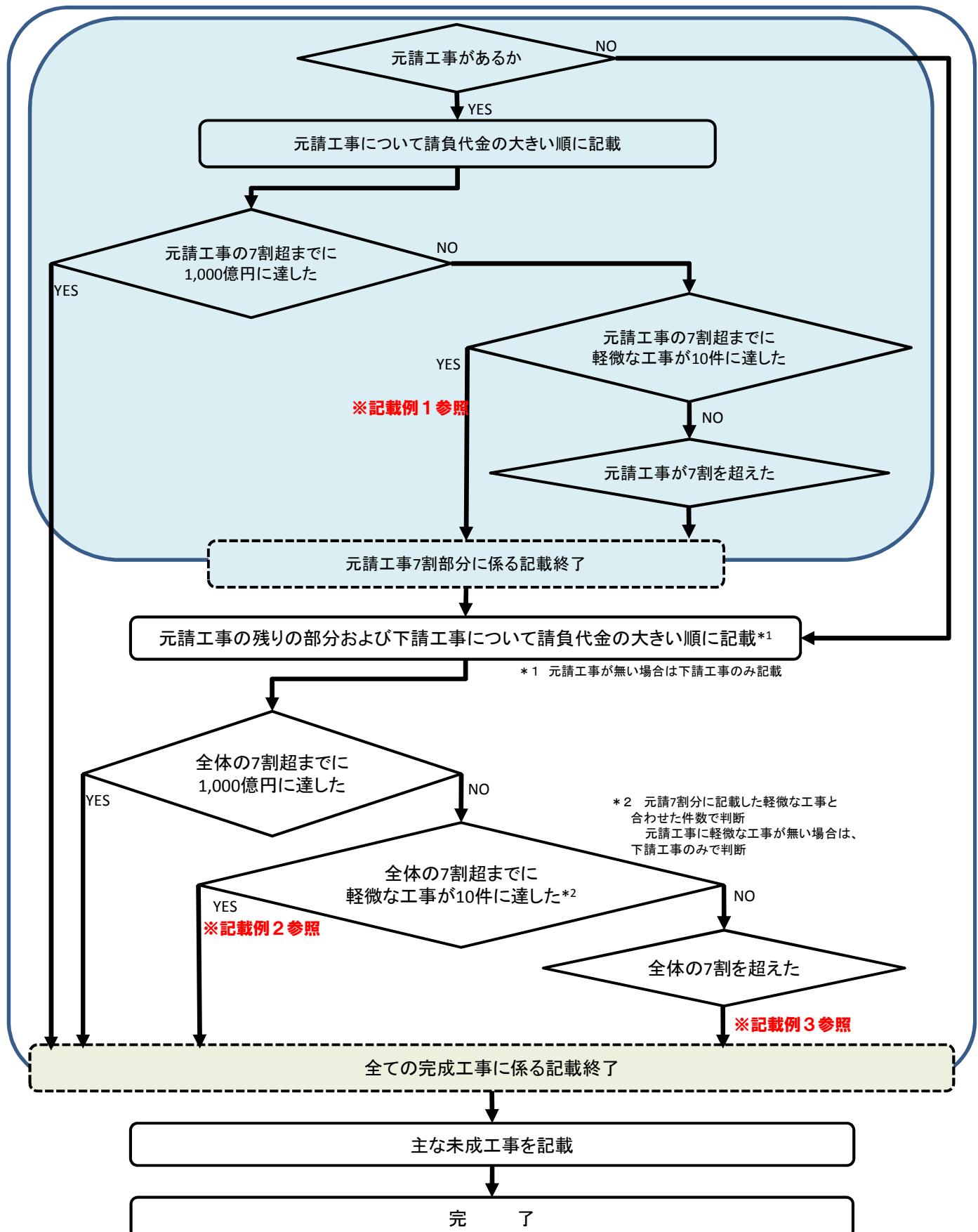
平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工工事業または解体工事業の経営事項審査を受ける場合、審査基準日等にかかわらず、過去にさかのぼって、直前2年または3年分のとび・土工工事業および解体工事業の工事経歴書（旧とび・土工工事業を切り分けしたもの）を申請書に添付する。

【留意事項】

- ・申請業種に、とび・土工工事業または解体工事業のうちいずれか1つが含まれる場合にも、直前2年または3年分のとび・土工工事業および解体工事業の工事経歴書を申請書に添付してください。

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完工工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完工工事高合計の7割を超えるところまで記載
 ※ただし、①②において、1000億円または軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



工 事 経 歴 書
とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

記載例2 工事経歴書記載例
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載)		着工年月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者		
A	△建設 A	元請	A邸木造住宅解体工事	福井県福井市	福井 一郎	レ	10,000 千円	千円	平成 24 年 10 月 平成 24 年 10 月
B	□建設 B	〃	B邸車止め設置工事	〃	若狭 太郎	レ	4,500 千円	千円	平成 24 年 12 月 平成 24 年 12 月
C	○○建設	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	越前 次郎	レ	3,200 千円	千円	平成 24 年 9 月 平成 24 年 11 月
D	△建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	1 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載		000 千円	千円	平成 24 年 9 月 平成 24 年 12 月
E	□建設	〃	丸の内ビル新築工事の内足場仮設工事	〃	〃	レ	5,500 千円	千円	平成 25 年 3 月 平成 25 年 3 月
F	○○建設	〃	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	〃	レ	2,500 千円	千円	平成 25 年 2 月 平成 25 年 2 月
G	△建設	〃	栄ビル新築工事の内杭打工事	〃	若狭 太郎	レ	2,000 千円	千円	平成 24 年 11 月 平成 24 年 12 月
H	□建設	〃	一般国道99号線道路改良工事	〃	越前 次郎	レ	1,900 千円	千円	平成 24 年 4 月 平成 24 年 6 月
I	○○建設	〃	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	福井県越前市	〃	レ	1,800 千円	千円	平成 24 年 7 月 平成 24 年 7 月
J	△建設 C	〃	C邸玄関コンクリート工事	福井県坂井市	福井 一郎	レ	1,700 千円	千円	平成 24 年 8 月 平成 24 年 8 月
K	□建設 D	〃	D邸新築工事の内基礎工事	福井県敦賀市	〃	レ	1,600 千円	千円	平成 24 年 9 月 平成 24 年 9 月
L	○○○建設	〃	福井川河川改修工事の内掘削工事	福井県福井市	若狭 太郎	レ	1,500 千円	千円	平成 24 年 10 月 平成 24 年 12 月
M	○○○建設 (発注:福井県)	〃	県道123号線道路側溝工事 (県単)道路改良工事	〃	越前 次郎	レ	1,000 千円	千円	平成 24 年 10 月 平成 25 年 2 月

B・C+F~Mの件数 ≤10件

2 軽微な工事が10件に達したため記載終了

「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~C+J)

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A~C+J)

うち 元請工事
19,400 千円

うち 元請工事
25,000 千円

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

工事経歴書
とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

記載例3 工事経歴書記載例

(全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

①元請工事の7割部分

②①以外の元請工事および下請工事に係る完成工事

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者		
A	○△建設	A	元請 JV A邸木造住宅解体工事	福井県福井市	福井一郎	レ	100,000 千円	千円 平成24年10月 平成24年10月
B	○□建設	B	□ JV B邸車止め設置工事	〃	若狭太郎	レ	60,000 千円	千円 平成24年12月 平成24年12月
C	○○建設	〃	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	〃	越前次郎	レ	3,200 千円	千円 平成24年9月 平成24年11月
D	○△建設	下請	豊橋川改修工事の内掘削工事	〃	福井	1 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載	千円	平成24年9月 平成24年12月
E	○□建設	〃	丸の内ビル新築工事の内足場仮設工事	〃	〃	レ	7,500 千円	千円 平成25年3月 平成25年3月
F	○○建設	〃	豊川アパート改築工事の内足場仮設工事	〃	〃	レ	6,300 千円	千円 平成25年2月 平成25年2月
G	○△建設	〃	栄ビル新築工事の内杭打工事	〃	若狭太郎	レ	5,100 千円	千円 平成24年11月 平成24年12月
H	○□建設	〃	一般国道99号線道路改良工事	〃	越前次郎	レ	2,000 千円	千円 平成24年4月 平成24年6月
I	○○建設	〃	一般国道100号線道路改良工事の内カッター工事	福井県越前市	〃	レ	1,800 千円	千円 平成24年7月 平成24年7月
							2 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了	

「軽微な工事」

...「軽微な工事」

小計	9	193,900			ち 元請工事
			千円	千円	163,200 千円
合計	52	110,000			うち 元請工事
			千円	千円	Y 233,000 千円

ページごとの完成工事高の合計額(A~I)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

別紙二 技術職員名簿

この名簿は、審査基準日において在籍する技術職員（規則第18条の3第2項第1号または第2号に該当する者）に該当する者であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者について作成する。

一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は、2までとする。

恒常的な雇用関係があり常時雇用されているについて

「技術職員数」の項目は建設業者の技術的能力を評価する項目であることから、実際に、被用者が使用者に対して労働に従事することを約し、使用者がその労働に対して報酬を与える関係が常に成立している（給料が支払われ勤務している）ことが必要です。したがって、被用者が休職していて給料が満額支払われていない場合は、審査基準日における建設業者の技術的能力を評価する点で常に雇用されている関係が認められないことから、「技術職員数」に含めることはできません。

【留意事項】

- 審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の判断は、雇用保険および社会保険の加入状況など審査方法（P-27-30）に基づいて確認します。なお、次のような者は職員に該当しない場合があります。
 - 住所と営業所の場所的関係から、社会常識上、通勤が不可能な者
 - 他の建設業者の営業所において専任の技術者となっている者
 - 建築土事務所を管理する建築士など、他の法令により特定の事務所において専任となっている者（建設業において専任を要する営業所が、他の法令により専任を要する事業所等と兼ねている場合を除く）
 - 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者など、他の営業で専任に近い状態にあると認められる者
 - 労務者、パート、アルバイト
- 資格を有する経理担当職員については技術職員として記載を認める。

（参考）規則第18条の3

法第27条の23第2項第2号に規定する客観的事項は、経営規模、技術的能力及び次の各号に掲げる事項とする。（略）

- 前項に規定する技術的能力は、次の各号に掲げる事項により評価することにより審査するものとする。
 - 法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の数
 - 工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であつて、次条から第18条の3の16までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基幹技能者講習」という。）を修了した者の数
 - （略）

61-1 頁数

頁番号を記入する。

技術職員名簿の枚数が1枚目であれば□□1、12枚目であれば□1□2のように、欄に数字を記入するに当たって空位の欄に「0」を記入する。

61-2 新規掲載者

今回の申請で新たに技術職員名簿に記載された者に「○」を付す。

61-3 審査基準日満年齢

審査基準日時点の満年齢を記載する。

【留意事項】

- ・加点対象となる満35歳未満の技術職員数は、審査基準日時点の満年齢で判断します。
- ・新規に若年技術職員を雇用した場合の加点を得るため、退職や解雇等がないにもかかわらず、故意に前々事業年度に記載された技術職員を前事業年度に不記載として当事業年度で再掲載した場合は虚偽申請となり、監督処分の対象となります。
- ・新規掲載者でも6ヵ月の雇用関係は必要です。

(参考：技術職員名簿の記載と若年技術職員の審査事例)

(審査基準日) 平成26年11月30日 (申請書提出日) 平成27年4月15日		審査基準日(平成26年11月30日)時点の満年齢を記載									
番号	氏名	生年月日	審査基準日現在の年齢		属性コード	属性区分コード	特種コード	特種区分コード	監視技術者登録番号		
			年	月							
1	○ ×川 ×太郎	昭和62年1月1日	27	6 2	0 1 2 1 4 2	0 5 2 1 4 2					
2	△田 △子	昭和56年6月6日	33	6 2	0 1 1 1 3 1	0 5 1 1 3 1	第××××号				
3	×村 ×介	昭和54年12月21日	34	6 2	0 1 1 1 3 1	0 5 1 1 3 1	第××××号				
4	☆島 ☆夫	昭和54年11月30日	35	6 2	0 5 2 7 3 2						
5	×山 ■江	昭和49年7月10日	40	6 2	0 1 1 1 3 1	0 5 1 1 3 1	第××××号				
6	×山 ×男	昭和47年2月22日	42	6 2	0 1 1 4 1 1	0 5 1 4 1 1	第××××号				
7	○ ※野 ※作	昭和38年8月8日	51	6 2	0 1 1 1 3 1	0 5 1 1 3 1	第××××号				
8	×山 ×兵衛	昭和25年10月10日	64	6 2	0 1 1 4 1 1	0 5 1 4 1 1	第××××号				
9		年 月 日									
10		年 月 日									

新規若年技術職員（1名）

若年技術職員（3名）

技術職員数（8名）

今回の申請で新たに技術職員名簿に記載されたものに○印を記入する。

審査基準日(平成26年11月30日)時点の満年齢を記載

平成26年11月30日においては、生年月日が
・昭和54年12月1日以前の者は満35歳以上
・昭和54年12月2日以降の者は満35歳未満

【若年技術職員の継続的な育成及び評価の状況】
若年技術職員3名 ÷ 技術職員数8名 = 37.5% > 15% →該当

【新規若年技術職員の育成及び確保の状況】
新規若年技術職員1名 ÷ 技術職員数8名 = 12.5% > 1% →該当

・満年齢が上るのは誕生日の前日となるため、上記の場合、誕生日が昭和54年12月2日以降のものが満35歳未満となります。

※年齢計算二関スル法律（明治35年法律第50号）

○1 年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

○2 民法第百四十三条ノ規定ハ年齢ノ計算ニ之ヲ準用ス



62-1 業種コード

経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入する。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	ほ装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業	99	とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）

なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工工事業または解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」を、解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」を、とび・土工工事業および解体工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」を、それぞれ記入すること。

この場合、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事業」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」のコード「99」が記入された職員はとび・土工工事業、解体工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

【確認事項】

- ・平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間（経過措置期間）においては、「とび・土工工事業」および「解体工事業」の技術職員として申請する場合、双方をあわせて1つの業種とみなす（「業種コード」の欄に「99」を記入。）。
- ・たとえば、技術職員1人で、「業種コード」の欄に「03」および「99」が記入されると、大工工事業、とび・土工工事業、解体工事業およびとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）の技術職員として、それぞれ審査される。

62-2 有資格区分コード

技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」に対応する建設業の種類に係るものについて、別表の分類に従い、該当するコードを記入する。

技術職員は、建設業法第7条第2号イ、口もしくはハまたは同法第15条第2号イもしくはハに該当する者または規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（基幹技能者）であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においては事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）またはこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限る。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなす。なお、継

続雇用制度の適用を受けていることの証明は、「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成20年1月31日国総建第269号)別記様式第3号の提出によるものとする。

技術職員の数については、技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分ける。

- ① 建設業法第15条第2号イに該当する者（以下「一級技術者」という。）であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの（同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したものに限る（以下「一級監理受講者」という。）。
なお、同法第15条第2号イに該当する者のうち、当期事業年度開始日以前5年以内であって平成16年2月29日以前に交付された資格者証を所持しているもの、および当期事業年度開始日の直前の5年以内かつ平成16年2月29日以前に指定講習（平成15年6月18日改正前の建設業法第27条の18第4項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう）を受講した者であって平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持しているものについては、一級監理受講者とみなす。）
- ② 一級技術者であって一級監理受講者以外の者
- ③ 基幹技能者であって一級技術者以外の者
- ④ 建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者または他の法令の規定による免許もしくは免状の交付（以下「免許等」という）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者および基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）
- ⑤ 建設業法第7条第2号イ、口若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、基幹技能者および二級技術者以外の者（以下「その他の技術者」という。）

技術職員の数は、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であって一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、基幹技能者であって一級技術者以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じおよびその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（技術職員数値）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもって審査する。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は、2までとする。

【確認事項】

- ・1つの資格の評価対象から2つ選択してもかまわない。
- ・重複評価が制限されるのは、経営事項審査に係る評価であり、建設業法に基づいて現場に設置しなければならない監理技術者等については、従来通り1人の技術者が複数の資格をもっていれば、複数の業種で監理技術者等になれるものである。

【留意事項】

- ・技術職員は、経審申請した業種に必ず1人以上振り分ける必要はない。
- ・1人の技術職員につき2つの有資格を記入できるが、同一の業種に2つの資格は加点されないため、重複して記入できない。
- ・「業種コード」に対応しない「有資格区分コード」は記入できない。
- ・実務経験者についても1人の技術職員につき2つの有資格を記入できるが、業種ごとにそれぞれ実務経験が必要となる（建設業許可の実務経験証明書は業種ごとに作成される）。
- ・「基幹技能者」は、建設業法施行規則に基づき国登録を受けた基幹技能者講習を受講した者について加点対象となり、登録基幹技能者講習修了証（写）により確認を行う。
- ・技術者の経験年数を確認する場合、自社以外で勤務していた経歴は自社証明できない。
- ・審査基準日以前に資格を取得していれば加点されるが、審査時点では建設業許可上の資格登録が必要な場合は、建設業許可の変更手続きが必要となる。
- ・建設業法で規定する技術者（一般は①～③、特定は④～⑥）は次のとおり。
 - ①建設業法第7条第2号イの規定に該当する者
(許可を受けた建設業の工事種別について) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した後5年以上、または大学もしくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で、在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者
 - ②建設業法第7条第2号ロの規定に該当する者
(許可を受けた建設業の工事種別について) 10年以上の実務経験を有する者
 - ③建設業法第7条第2号ハの規定に該当する者
国土交通大臣が①または②と同等以上の知識および技術または技能を有すると認定した者
(規則第7条の3に個別具体的な資格の列記あり)
 - ④建設業法第15条第2号イの規定に該当する者
建設業法に基づく技術検定その他の法令の規定による試験の合格者、または他の法令の規定による免許の取得者
 - ⑤建設業法第15条第2号ロの規定に該当する者
①～③に該当する者で、4500万円以上の元請工事で2年以上指導監督的な実務経験を有する者
 - ⑥建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者
国土交通大臣が④または⑤と同等以上の能力を有すると認定した者

62-3 講習受講

建設業法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。

【確認事項】

- ・現行の2級技術者およびその他技術者が監理技術者講習修了者証を保有していても1点加点評価は行わない。

【留意事項】

- ・「有資格区分コード」欄を記入した場合は、「講習受講」欄は必ず「1」か「2」を記入する。
- ・講習受講がない場合は「2」を記入する（ない=「0」でない）。
- ・監理技術者資格は、審査基準日で資格証の交付があつても、審査基準日で講習の受講がなければ、基準日以降に講習受講しても講習受講は「2（なし）」となる。
- ・審査基準日以前に講習受講していれば、受講後の日数の長さにかかわらず加点対象となる。

62-4 監理技術者資格者証交付番号

法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記入すること。

【審査方法】

・一般的な審査方法は、次のとおり。

1 形式審査

- ① 業種コードは、申請業種のものであるか。
- ② 業種コードは、同一のものが重複して記入されていないか。
- ③ 有資格コードは、業種コードに対応したものか。
- ④ 講習受講は、「1」もしくは「2」が記入されているか。

2 資格確認

- ① 建設業許可台帳に記載された専任技術者および国家資格者の内容と一致するか。
- ② 資格証などで確認できるか。
- ③ 監理技術者資格を有している場合は、監理技術者資格者証交付番号が記入されているか。

3 6か月を超える恒常的な雇用関係および雇用期間を限定することなく常時雇用されていることの確認

- ~~(確認書類)~~ ①~~健康保険および厚生年金保険に係る標準報酬の決定通知書の写し (審査基準日および審査基準日以前6か月を超える日が確認できる2期分のもの)~~
②~~次に掲げるもののうちのいずれか~~
 •~~健康保険証の写し (事業所名の記載があるもの)~~
 •~~健康保険組合理事長による証明 (健康保険証に事業所名の記載がない場合で、それぞれの資格取得日を証明したもの)~~
 •~~雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し (健康保険加入義務対象外の事業所である場合に限る。)~~

原則として、以下の区分に応じて掲げる書類により確認する。

○社会保険（健康保険または厚生年金保険、以下同じ）適用対象者

- ①社会保険に係る標準報酬月額決定通知書（写）（審査基準日および審査基準日以前6か月を超える日が確認できる2期分のもの）
- ②次に掲げるもののうちのいずれか
 - 健康保険証（写）（事業所名および資格取得日の記載があるもの）
 - 健康保険組合理事長による証明（健康保険証に事業所名の記載がない場合で、それぞれの資格取得日を証明したもの）
- ③雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写） ※法人の役員等適用除外者を除く

○雇用保険適用対象者（社会保険適用除外者）

- ①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証（写）（審査基準日時点での有効なもの）
- ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）
- ③次に掲げるもののうちのいずれか
 - 雇用保険に係る事業所別被保険者台帳（写）
 - 所得税源泉徴収簿（写）
 - 住民税特別徴収税額通知書（写）

○社会保険、雇用保険適用除外者

- ①国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証（写）（審査基準日時点での有効なもの）
- ②次に掲げるもののうちのいずれか ※個人事業主本人を除く
 - 所得税源泉徴収簿（写）
 - 住民税特別徴収税額通知書（写）
 - 青色申告決算書のうち、専従者給与額が分かる部分（写）

※必要に応じ、上記の他の書類（出勤簿・賃金台帳等）の提示を求めることがある。

※ 「6か月を超える雇用関係」の期間計算は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準日(決算日)の前日を起算日とする。
- (2) 起算日の6か月前の月の応当日の翌日を6か月前とする。ただし、応当日がない場合は、翌月の初日を6か月前とする。
- (3) 6か月前の前日を6か月と1日前とする。

(例) 主な審査基準日(決算日)ごとの該当日は、以下のとおりである。

審査基準日	起算日	6か月前の日	6か月を超える日
平成24年3月31日	平成24年3月30日	平成23年10月1日	平成23年9月30日
平成24年5月31日	平成24年5月30日	平成23年12月1日	平成23年11月30日
平成24年6月30日	平成24年6月29日	平成23年12月30日	平成23年12月29日
平成24年9月30日	平成24年9月29日	平成24年3月30日	平成24年3月29日
平成24年12月31日	平成24年12月30日	平成24年7月1日	平成24年6月30日
平成24年6月15日	平成24年6月14日	平成23年12月15日	平成23年12月14日

※ 申請者が個人承継または法人成りしている場合は、承継前の雇用期間に算入できる。

※ 審査基準日以前6か月超の雇用関係があっても、4で常勤性が確認できない場合は、加点対象とならない。

4 恒常的な雇用関係があり常時雇用されること（常勤）の確認

(確認書類) 出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿、住民税特別徴収税額通知書、社会保険関係書類等など

- ①人材派遣会社による派遣社員は職員とは認めない。
- ②病気体暇等で一時的に休職している場合は、給料から保険料が満額控除され、かつ最低賃金を割っていない場合は常時雇用関係が成立しているものとして認める。長期入院等により給料や保険料が減額されている場合は常勤として認めない。
- ③複数の会社に籍を置く技術職員については、常勤性の比重の高い方の会社でのみ技術職員として認める。複数の会社での記載は認めない。
- ④給与額が著しく低い（概ね10万円未満）場合は、課税証明の提示等を求め、他の収入がないか確認することがある。
- ⑤出向の場合、出向元では評価対象とはしない。

(確認書類)

「所得税の扣除」…賃金台帳および源泉徴収簿

「月給者」…賃金台帳

「常勤性」…出勤簿および賃金台帳

※ 高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は、雇用期間が限定されても評価対象に含める。

(確認書類) 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（別記様式第3号）、労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し（雇用者の人数が10人以下の場合は、これに準ずる書類）など

※継続雇用制度は、定年を65歳未満と定めている事業主が講じなければならない措置であり、そもそも定年を採用していない場合や定年が65歳以上である場合は適用対象外である。

5 就用保険加入の確認

(確認書類) 就用保険被保険者資格取得等確認通知書

保険料申告書、保険料納付書（写）

※審査上、事業所別被保険者台帳原本の確認を行うことがある。

6 社会保険加入の確認

(確認書類) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定書（写）

【社会保険加入強制適用事業所と社会保険加入任意適用事業所の取扱い】

社会保険加入強制適用事業所 原則として次の書類により職員の常勤性を確認する。

- ①健康保険・厚生年金保険（社会保険）被保険者標準報酬決定通知書および保険料納入告知額・領収済額通知書（写）
- ②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- ③源泉徴収簿
- ④出勤簿
- ⑤賃金台帳

・社会保険加入任意適用事業所

※ 強制適用事業所、任意適用事業所については 4-2 健康保険加入の有無・4-3 厚生年金保険加入の有無（P-3-2）を参照のこと。

別紙三 その他の審査項目（社会性等）

I 労働福祉の状況

4.1 雇用保険加入の有無

その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合は「1」を、提出していない場合は「2」を、従業員が1人もいないため雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入する。

【留意事項】

- ・審査基準日を含む年度の概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書面（保険料の申告書および領収済通知書（写）等）により確認する。
- ・「技術職員名簿」に計上されている職員については、適用対象者全員が雇用保険に加入していることを、雇用保険被保険者資格取得確認通知書または雇用保険に係る事業別被保険者台帳（写）により確認する。一人でも確認できない場合は、加入なし（もしくは当該職員を技術職員として認めない）とする。
- ・雇用保険加入がない場合は「2」である（「0」ではない）。

【解説】

- ・雇用保険は、雇用保険法に基づき失業した労働者の生活の安定や再就職の促進等を目的とする保険で、労災保険と一体として保険料の徴収等がなされており、雇用保険と労災保険を併せて労働保険と呼んでいる。
- ・建設業の事業所で、次の場合は雇用保険に加入しなければならない。
 - ① 事業所（会社または工事現場）を新たに設置したとき
 - ② 加入させなければならない労働者を1人でも雇用している法人または個人の事業所
- ・上記の適用事業所に雇用されている労働者で、以下のいずれにも該当しない者は加入させなければならない労働者に該当する。
 - ① 65歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に65歳前から引き続いて雇用されているものおよび短期定期被保険者、日雇労働者被保険者を除く。）
 - ② 短時間労働者で、季節的に雇用される者および雇用される期間が1年未満の短期雇用に就くことを常態とする者
 - ③ 4か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者
 - ④ 代表取締役、取締役（部長・支店長など従業員としての雇用関係があると認められた場合を除く。）、監査役等
 - ⑤ 原則として事業主と同居の親族
 - ⑥ 日雇労働被保険者に該当しない日雇労働者
- ・適用除外（「3」に該当する場合）としては、従業員が1人も雇用されていない場合、または常勤役員のみの会社がある。

※平成29年1月1日より雇用保険の適用が拡大され、65歳以上の方も適用対象となりました。
以下の場合には管轄のハローワークへの届出が必要です。

- ・平成29年1月1日以降に65歳以上の労働者を新たに雇用した場合
- ・平成28年12月末までに65歳以上の労働者を新たに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

詳しくは管轄のハローワークへお問い合わせください。

42 健康保険加入の有無・43 厚生年金保険加入の有無

従業員が健康保険および厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険年金事務所長（企業単位の健康保険にあっては健康保険組合）に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、個人事業者で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入する。

【留意事項】

- ・審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証する書面（保険料納入告知額・領収済額通知書（写）等）により確認する。
- ・「技術職員名簿」に計上されている職員については、健康保険（厚生年金保険）に加入していることを、社会保険に係る標準報酬月額決定通知書および健康保険証（写）等により確認する。一人でも加入していない場合は加入なしとすること。
- ・健康保険及び厚生年金保険加入がない場合は「2」である（「0」ではない）。

【解説】

- ・健康保険は、健康保険法に基づき、労働者およびその扶養家族に対し業務に関係のない病気やけがについての給付を目的とした保険であり、厚生年金は、厚生年金法に基づき、労働者の老齢、傷害または死亡についての給付を目的とする保険である。
- ・健康保険と厚生年金保険は、原則として社会保険の制度上セット加入が義務付けられている。
- ・建設業の事業所で次の場合は加入しなければならない。
 - ① 法人の事業所で常時従業員（事業主のみの場合も含む）を雇用している場合
 - ② 個人の事業所で従業員を5人以上雇用している場合
- ・適用事業所に使用される者で、以下のいずれかに該当しない者は加入させなければならない。
 - ① 1か月を超えて日々雇い入れられる者
 - ② 使用期間が2か月以内の期間を定めて使用される者
 - ③ 季節的業務に使用される者で期間が4か月を超えない者
 - ④ 臨時的事業に使用されるもので期間が6か月を超えない者
 - ⑤ 所在地が一定しない事業所の事業に使用される者
 - ⑥ 国民健康保険に加入している事業所に使用される者
 - ⑦ 健康保険の保険者または共済組合の承認を受けて、国民健康保険の被保険者となっている者
 - ⑧ 国および地方公共団体または法人に使用される者であって、他の法律に基づく共済組合の組合員

* ⑥、⑦は健康保険のみ、⑧は厚生年金保険のみに該当
- ・適用除外（「3」に該当する場合）としては、従業員4人以下の個人事業所、建設業関係の国民健康保険組合に事業所単位で加入している場合等がある。
- ・社会保険以外の健康保険組合への加入については、証明書類に基づき加入の有無について、再度組合に確認を行うことがある（全員の保険証についてコピーが添付されており、かつ、加入していることが明かに認められる場合を除く）。

44 建設業退職金共済制度加入の有無

審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入する。

【留意事項】

- ・建設業退職金共済制度は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）をしている場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。）に、加点して審査する。

45 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無

審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入する。

- ・労働協約もしくは就業規則に退職手当の定めがあること、または退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
- ・勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
- ・所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
- ・厚生年金基金が設立されていること。
- ・法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
- ・確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
- ・確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

【留意事項】

- ・次に掲げるいずれかに該当する場合に加点して審査する。
 - ① 独立行政法人勤労者退職金共済機構もしくは所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう）が締結されている場合、または退職金の制度について、労働協約の定めもしくは労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則（同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む）の定めがある場合
 - ② 厚生年金基金（厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごとまたは職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう）が設立されている場合、法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約（事業主がその使用者を受益者として掛金等を信託銀行または生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう）が締結されている場合、確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金（事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金および規約型企業年金をいう）が導入されている場合または確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独または共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう）が導入されている場合

46 法定外労働災害補償制度加入の有無

審査基準日において、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会または保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基団となった業務災害および通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入する。

【留意事項】

- ・法定外労働災害補償制度は次の全てを満たすこと。
 - ① 業務災害と通勤災害のいずれもが対象であること。
 - ② 職員および下請負人のすべてが対象であること。
 - ③ 死亡および障害等級第1級から第7級までが対象であること。
 - ④ 全ての工事現場を補償していること。

【解説】

- ・法定外労働災害補償制度について、共同企業体および海外工事を除く全工事現場を補償するものは対象となるが、工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は、一般的に直接の使用関係にある職員および下請人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていることが確認できないものであるので、対象とならない。
- ・準記名式の普通傷害保険については、
 - ① 政府の労働災害補償保険に加入しており、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること。
 - ② 被保険者数が直接の使用関係にある職員および下請人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること。の要件を満たすものであることが確認された場合のみ加点対象となる。
- ・建設業者団体、互助会等（以下「建設業者団体等」という。）が取り扱ういわゆる団体保険制度について、建設業者団体等と保険会社との間で上記の要件に該当する契約が締結されている場合には、申請者と保険会社との間で契約が締結されているものとみなして加点対象とする。

II 建設業の営業年数

47 営業年数

審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可または登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入する。

【留意事項】

- ・個人から個人への事業承継（家業相続等）の場合について、営業年数の承継を認める。
- ・営業年数は、法による建設業の許可または登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。その年数に年末満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- ・営業休止（建設業の許可または登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）については、当該休止期間を営業年数から控除する。
- ・商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日国総建第269号）のIの1の(1)のチの②もしくは③に掲げる場合または建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当該変更または譲受けの前に既に建設業の許可または登録を有していたことがある者は、当該許可または登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

48 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定または更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定または更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

【留意事項】

- ・平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定または更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定または更生手続終結の決定を受けていない場合は減点する。

III 防災活動への貢献の状況

49 防災協定の締結の有無

審査基準日において、国、特殊法人等または地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入する。

【参考】

防災協定とは、災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）または地方公共団体との間の協定をいう。

社団法人等の団体が国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

【留意事項】

- ・防災協定の締結の有無については、次のとおり確認する。

区分	加点の判断基準	確認（提出）資料
申請者自らが 単独で協定締結	審査基準日において ①防災協定を締結していること	①防災協定書（写）
申請者が加入 している 団体が協定締結	審査基準日において ①団体に所属していること ②団体が防災協定を締結していること ③防災協定上の役割を果たす義務が生じて いること	①団体が締結している防災協定書（写） ②審査基準日において申請者が団体に加入しているこ と、および申請者が防災活動に一定の役割を果たす ことが確認できる書類（団体の活動計画書や証明書 等）

- ・福井県と一般社団法人福井県建設業協会が締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」は次のとおり取り扱う。
 - ① 加点の判断基準である「所属団体が防災協定を締結していること」、「防災協定上の役割を果たす義務が生じていること」が発生している日は、細目協定を締結した日とする。
 - ② 各土木事務所長と地区建設業会が締結している細目協定中の別表または連絡網に記載されている業者について、「防災協定上の役割義務が生じている」とする。
- ・「防災協定の締結の有無」は、申請者の社会的評価を加点するものであり、防災協定の内容が申請業種と全く異なる内容でも加点される（例えば、資機材提供、避難協力など）。
- ・詳細な取り扱いは、下記を参照すること。

①具体的判断基準、確認資料

区分	加点の判断基準	確認（提出）資料
申請者が単独で防災協定を締結している場合	・審査基準日において、防災協定を締結していること	・防災協定書（写し）
申請者が加入している団体が防災協定を締結している場合	・審査基準日において、団体に所属しており、その団体が防災協定を締結している、防災協定上の役割を果たす義務が生じていること	・団体が締結している防災協定書（写し） ・審査基準日において申請者が団体に加入しているこ と、および申請者が防災活動に一定の役割を果たす ことが確認できる書類（団体の活動計画書や証明 書等）

IV 法令遵守の状況

50 営業停止処分の有無

審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入する。

51 指示処分の有無

審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入する。

V 建設業の経理の状況

52 監査の受審状況

審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補および税理士ならびにこれらとなる資格を有する者ならびに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものと提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入する。

【留意事項】

- ・「経理処理の適正を確認した旨の書類」を作成できる者には、申請者の職員ではない外部の税理士等は含まれない。また、二級登録経理試験合格者も含まれない。
- ・「52監査の受審状況」で「3. 経理処理の適正を確認した旨の書類を提出」を選択した場合は、必ず「53公認会計士等の数」の欄に1以上の数値が記入される。

53 公認会計士等の数・54 二級登録経理試験合格者の数

公認会計士等の数については、審査基準日における職員のうち、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入する。

【留意事項】

- ・公認会計士、会計士補、税理士およびこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者および公認会計士となる資格を有する者（同法第17条の規定に基づき公認会計士または会計士補となるための登録を受けていることを要しない）ならびに税理士法第3条に規定する税理士となる資格を有する者（同法第13条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない）をいう。
- ・国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試験の一級試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せること。

VI 研究開発の状況

55 研究開発費（2期平均）

審査対象事業年度および審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入する。

ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者は欄に「0」を記入する。

また、表内の欄に審査対象事業年度および審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入する。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てる。

ただし、会社法第2条第6号に規定する大企業にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入する。

【審査上の留意事項】

- ・加点対象は、会計監査人設置会社に限定される。公認会計士協会の指針等で定義された研究開発費の金額が評価される。
- ・加点対象は、開発費5,000万円以上。

VII 建設機械の保有状況

56 建設機械の所有及びリース台数

審査基準日において、自ら所有し、またはリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザ、トラクターショベルおよびモーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法で指定する大型ダンプ車（車両総重量8トン以上、または最大積載量5トン以上で、事業の種類として建設業の届出表示番号の指定を受けているもの）、労働安全衛生法施行令で指定する移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のもの）について、台数の合計を記入する

【参考】

評価対象となる「建設機械」は、次に掲げるものとする。

建設機械の名称	範 囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重3トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が5トン以上のもの
大型ダンプ車	車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出しており、表示番号の指定を受けているもの
移動式クレーン	つり上げ荷重3トン以上のもの

保有形態が「所有」の場合は、売買契約書、譲渡契約書または譲渡証明書、市役所または町役場の資産証明書、注文請書または販売証明書（※同業者間の場合は資産台帳等を提示すること）等で、所有が証明できること。ただし、共有名義による所有の場合および申請者がリース会社を兼業している場合で当該建設機械をリース目的で所有しているときは、加点対象としない。

保有形態が「リース」の場合は、リース契約書またはレンタル契約書（注文書、請書、出庫伝票、納品書等は不可）で、リースであることが証明できること。

保有形態が「リース」の場合は、審査基準日から1年7か月以上の契約期間があること。なお、自動更新条項がある場合は、1年7か月以上の契約期間があるものとみなす。

特定自主検査記録表や自動車検査証、移動式クレーン検査証により正常に稼動することが確認できるものに限り、加点対象とする。

（参照 P39 「移動式クレーン検査証」・「自動車検査証」確認箇所）

【留意事項】

- 建設機械の保有状況一覧表に記載がある建設機械の台数と項目5に記載する台数は、一致していること。
- 特定自主検査は、当該事業所で使用する労働者で、厚生労働省令で定める資格を有するもの（以下「有資格者」という。）または特定自主検査を行う検査業者に実施させなければならないが、有資格者に実施させている場合は、確認のため、検査済標章申請時の有資格者一覧表の写しを提出すること。
- 評価対象である建設機械であることを申請者が明らかにできない場合は、加点対象としない。
- 前回申請時と同一の機械の場合、契約書（写）やカタログ等の確認資料は省略できるものとする。ただし、保有形態が「リース」の場合、リース契約書（写）は省略できないものとする。
- 特定自主検査記録表、自動車検査証、移動式クレーン検査証は審査基準日時点での有効なものを添付すること。
- ユニック車については、アタッチメントが交換可能であること、掘削系点検の受検が自主検査表で確認できること。
- 法定の特定自主検査、自動車検査、性能検査を受けていない場合、仮に建設機械が問題なく稼動するとしても労働安全衛生法や道路運送車両法違反に該当することから、加点対象となる建設機械には認めない。

《参考》

1 移動式クレーン検査証の確認箇所

様式第21号（第59条関係）

（表面）

第一号 移動式クレーン検査証			
製造検査又は使用検査申請者名及び住所			
設置地	評価対象は「移動式クレーン」のみ ※「クレーン」（固定式クレーン）は対象外です。		
事業の名称	つり上げ荷重が3トン以上であること		
種類及び型式			
つり上げ荷重	t		
製造検査又は使用検査の刻印番号			
有効期間	検査者印	有効期間	検査者印
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
審査基準日が有効期間内であること ※経営規模等評価申請時までに更新されている場合は 新しい検査証で可			
年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日まで	
年 月 日 都道府県労働局長 印			

（裏面）

日付	記事欄	欄	検査者印
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 自動車検査証の確認箇所

番号 ***-***

平成***年***月***日

○×運輸局長印

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
福井 # # # ○ # # #	平成 ##年 ##月 ##日	平成 ##年 ##月 ##日	普通	貨物	自家用	ダンプ [###]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
\$\$\$		初度登録年月が審査基準日以前であること ※保有開始の時期は売買契約書またはリース契約書で確認	####	####	####	####
車両	####-\$ \$ % % # #		####	####	前輪重	前後輪重
型式	原動機の型式	純排気量又は定格出力	燃料の種類	最大積載量5000kg以上	後輪重	後後輪重
△# & - # # \$ \$	% % ! ?	####	軽油	または	####	####
所有者の氏名又は名称	○△ ■□					
所有者の住所	福井県福井市大手3丁目1-17 [#####]					
使用者の氏名又は名称	** * *					
使用者の住所	審査基準日が有効期間の満了する日以前であること					
使用の本拠の位置	***					
有効期間の満了する日	平成 ##年 ##月 ##日					
備考	<p>[福井] , 新規登録 自動車重量税額 ￥# #, # # # 使用車種規制 (NOx・PM) 適合 この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域内です。 速度抑制装置付 「その他検査次項」 (# # #) 燃料タンク 1個 100L (#) 福井 建 # # # # 荷台の深さ60CM 以下余白</p> <p>備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること</p>					

VIII 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

57 ISO9001の登録の有無

審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合および登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入する。

58 ISO14001の登録の有無

審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合および登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入する。

59 若年技術職員の継続的な育成及び確保

「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合に「1」を、該当しない場合に「2」を記入する。

また、「技術職員数」の欄は別紙二の『技術職員名簿』に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄は別紙二の『技術職員名簿』に記載した満35歳未満の技術職員の人数を記入し、「若年技術職員の割合」の欄は、「若年技術職員数」欄に記入した人数を「技術職員数」欄に記入した人数で除した数値を百分率で記入する（除した数値の小数点第2位以下の端数は切捨て表示）。

60 新規若年技術職員の育成及び確保

「新規若年技術職員の育成及び確保」欄は、別紙二の『技術職員名簿』に記載した満35歳未満の技術職員のうち、審査対象事業年度内に新規に技術職員となった人数が技術職員人数の合計（『技術職員名簿』の「新規掲載者」欄に「○」を付けた満35歳未満の者の合計数が技術職員の合計数）の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入する。

また、「新規若年技術職員数」欄は、別紙二の『技術職員名簿』に記載した技術職員のうち「新規掲載者」欄に「○」が付された満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄は、「新規若年技術職員数」欄に記載した数値を[59]「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で記入する（除した数値の小数点第2位以下の端数は切捨て表示）。

提出書類の名称			様 式	部数	添付		備考
					正本	副本	
27	<input type="checkbox"/>	特定自主検査記録表の写し(事業内検査の場合は、検査済標章申請時の有資格者の一覧表の写しを含む。)、移動式クレーン検査証の写し、自動車検査証の写し		1	○		該当する場合のみ
28	<input type="checkbox"/>	ISO9001または14001規格に登録されていることを証明する書面の写し(付属書を含む。)		1	○		該当する場合のみ 注5 参照
29	<input type="checkbox"/>	消費税確定申告書控えの写し(税務署の受付印のあるもので直近の事業年度に係るもの)および消費税納税証明書(その1)の写し(直近の1年分)	発行官公署の様式	1	○		
30	<input type="checkbox"/>	(特殊経審・決算変更時のみ) 法人税申告書別表十六(一)および(二)(減価償却費として計上した金額を証明することができる書類)の写し	"	1	○		
31	<input type="checkbox"/>	直近1事業年度分の財務諸表(原則として税抜き)		1	○		
32	<input type="checkbox"/>	省令様式第17号の2による注記表の写し		1	○		
33	<input type="checkbox"/>	返信用封筒(82円切手貼付)定型		2	-	-	①結果通知書送付用 ②次回経審事前案内用
34		その他土木事務所長が必要と認める上記の他、申請書類の審査に必要な書類					

提示書類の名称		様 式	部数	添付		備考
				正本	副本	
1	工事請負契約書等	-	-	-	-	
2	工事請負台帳	-	-	-	-	
3	元帳	-	-	-	-	
4	預金現金出納帳	-	-	-	-	
5	賃金台帳(審査基準日および審査基準日直前6か月を超える期間を確認できるもの)	-	-	-	-	
6	出勤簿(審査基準日および審査基準日直前6か月を超える期間を確認できるもの)	-	-	-	-	
7	源泉徴収簿(所得税控除を記載した帳簿)	-	-	-	-	
85	法人税または所得税の確定申告書(決算報告書を含む。)の控え(税務署の受付印のあるもので直前1事業年度分)	-	-	-	-	
6	上記の他、申請書類の審査に必要な書類					

(注)

- 1 提出書類11「技術職員に係る資格者証および実務経験証明書(写)」については、前回の経営規模等評価申請において既に提出している場合には省略することができます。前回の審査基準日以降、新たな技術職員または資格の追加があった場合には、追加分に関するもののみ提出してください。
なお、監理技術者資格者証および講習受講証の写しについては、更新の有無にかかわらず毎回提出してください。
- 2 提出書類19「建設労災補償共済制度またはその他の労災保険の加入証明書」について、準記名式の普通傷害保険に加入している場合には、労働災害保険概算・確定保険料申告書(労働保険分)控および領収証書等(いずれも写)も併せて提出してください。
- 3 提出書類23「国、特殊法人等または地方公共団体と締結している防災協定書」について、加入している団体が国等との間で防災協定を締結している場合には、防災協定書(写)、団体に加入していることを証する書類および防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(団体の活動計画書や証明書等)を提出してください。
- 4 提出書類24「建設機械の保有状況一覧表」について、経営事項審査の対象となる建設機械は、建設機械抵当法施行令別表のうち、ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーンまたはパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)、ブルドーザー(自重が3トン以上のもの)、トラクターショベル(パケット容量が0.4立方メートル以上のもの)およびモーターグレーダー(自重が5トン以上のもの)、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法で指定する大型ダンプ車(車両総重量8トン以上、または最大積載量5トン以上で、事業の種類として建設業の届出表示番号の指定を受けているもの)、労働安全衛生法施行令で指定する移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上のもの)に限ります。
保有する建設機械の型式の仕様がどの建設機械の区分に該当するかは、あらかじめ当該建設機械のメーカー等にお問い合わせをされた上で、審査対象となる建設機械のみの記載をお願いします。
- 5 提出書類25「建設機械の仕様が確認できるもの(車検証(写)、カタログ(写)、写真等)」および提出書類26「売買契約書、譲渡契約書、リース契約書(審査基準日から1年7か月以上のリース期間があるもの)の写し、販売証明書等」について、前回申請時と同一の機械の場合省略できるものとする。ただし、保有形態が「リース」の場合、リース契約書(写)は省略できないものとする。
- 6 提出書類28「ISO9001または14001規格に登録されていることを証明する書面の写し」について、経営事項審査の対象となるのは、認証範囲に経営事項審査で申請する業種のうちいかの業種が含まれている場合で、かつ、建設業の許可のある全ての営業所で取得している場合に限ります。
従って、会社単位で取得していない場合は、建設業許可のある全ての営業所分の写しを提出してください。
- 7 提出書類については、写しを取させていただくことがありますので御了承ください。

「建設業許可事務ガイドラインについて」から引用(平成13年4月3日国総建第97号)

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イとび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロくい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカーワーク、あと施工アンカーワーク、潜水工事
石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
ほ装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゆんせつ工事	しゆんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

建設工事の種類	建設工事の例示
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事水道施設工事 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

